

議案第 121 号

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年12月11日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例

つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条の10」を「第14条」に改める。

第1条の5に次の2項を加える。

- 5 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 政令第6条第7項に規定する場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認

められる建築面積を超えることができることとする。

第2条、第7条第3項及び第11条中「者」を「もの」に改める。

第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用料)」を付し、同条第1項中「(市長の許可に限る。)」を削り、「者」を「もの」に改め、同条第2項中「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条第3項及び第4項中「使用料」を「第1項の使用料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の2 第7条第3項の許可を受けたものは、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

3 市長は、洞峰公園のプールの個人利用及び駐車場の利用については、プリペイドカード(代金前払式の磁気カードをいう。以下同じ。)を発行することができる。

4 前項のプリペイドカードの使用料相当額及び発行額は、次の表のとおりとする。

使用料相当額	発行額
3,300円	3,000円
6,000円	5,000円
13,000円	10,000円

5 第3項のプリペイドカードにより洞峰公園のプールの個人利用又は駐車場の利用をしようとする者については、当該プリペイドカードに記録された使用料相当額から当該利用に係る使用料の額を減ずる措置を受けなければならない。

6 洞峰公園のプールの個人利用又は駐車場の利用をしようとする者が前項の措置を受けた場合にあつては、当該者は、当該措置により減ぜられた額の当該利用に係る使用料を納付したものとみなす。

7 第3項のプリペイドカードの購入に係る既納の費用は、返還しない。

第13条第1号中「地方公共団体」の次に「(以下「つくば市等」という。)」を加える。

第13条の2第1項第1号中「つくば市又は国若しくは他の地方公共団体」を「つくば市等」に改め、同項第3号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳」に改め、「第45条第2項の規定により交付を受けたものをいう。）」の次に「若しくは医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けたものをいう。）」を、「受けている者（」の次に「当該身体障害者等が介護者を必要とするときは、当該身体障害者等1人につき介護者1人を含む。」を加え、「で構成する」を「又はそれらの者を主たる構成員とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第13条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館、プール、会議室、テニスコート、テニスハウス、野球場又は多目的広場の第7条第3項の許可に係る使用料（第5項において「体育館等の有料公園施設使用料」という。）を免除することができる。

- (1) つくば市等が利用するとき。
  - (2) 身体障害者等又はそれらの者を主たる構成員とする団体が利用するとき。
  - (3) 前条第1項第4号又は第6号に該当するとき。
  - (4) 一般社団法人つくば市スポーツ協会又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業で利用するとき。
  - (5) つくば市スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が競技会又は練習会に利用するとき。ただし、1日につき1の時間区分（別表第3に規定する時間区分をいう。次項において同じ。）の利用に係る使用料の免除を限度とする。
- 2 前項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、時間区分のうち、午前8時30分から午後5時まで、午前9時から午後5時まで及び午前10時から午後5時までの時間区分の利用に係る使用料については、適用しない。
- 3 市長は、前条第1項第4号又は第1項第1号若しくは第2号に該当する場合は、ゴーカート又は自転車の第7条第3項の許可に係る使用料を免除することができる。

4 市長は、第1項第1号又は第2号に該当する場合は、展望塔、駐車場又は水の広場の第7条第3項の許可に係る使用料を免除することができる。

5 市長は、つくば市内の高等学校若しくは中等教育学校（前期課程を除く。）が教育の目的で利用する場合又は茨城県高等学校体育連盟が主催する事業で利用する場合は、体育館等の有料公園施設使用料を2分の1に減額することができる。

第14条中「者」を「もの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第3項の許可を受けたものが利用日の7日前までに取消しを申し出たときは、既に納入された使用料の全部又は一部を返還することができる。

第14条の2から第14条の10までを削る。

第15条各号列記以外の部分及び第6号中「者」を「もの」に改める。

第17条中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

別表第1に次のように加える。

洞峰公園	多目的広場・テニスコート・体育館・プール・会議室・駐車場
------	------------------------------

別表第2中「、第14条の5」を削る。

別表第3中「第14条の5」を「第12条の2」に改める。

別表第3の1の(6)の表土曜日及び休日の項利用日の欄中「土曜日及び」を削り、同表備考中「休日とは」の次に「、日曜日、土曜日及び」を加え、「及び日曜日を」を「をいい」に、「土曜日及び」を「、」に改める。

別表第3の1の(7)のイの表中「1人」を「1回」に改める。

別表第3の1の(13)の表の次に次の1表を加える。

(14) 洞峰公園

ア 多目的広場

利用区分	時間区分	午前8時30分	正午から午後	午前8時30分	1時間までご
		から正午まで	5時まで	から午後5時	
				まで	

営利又は宣伝を目的 としないスポーツ	全面	3,600円	4,460円	7,400円	1,090円
営利又は宣伝を目的 としない催し（前項に 掲げるものを除く。）	全面	10,890円	13,290円	22,000円	3,170円
営利又は宣伝を目的 とする催し	全面	36,930円	44,540円	73,740円	10,670円

備考

- 1 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 2 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 3 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

イ テニスコート

時間区分	午前 7 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午前 9 時まで	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
金額（1面につき）	340円	340円	680円	680円	680円	680円	680円	680円

備考

- 1 夜間照明は、点灯時間1時間ごとに80円とする。
- 2 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 3 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに340円を時間割計算により徴収する。

4 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

ウ 体育館

利用区分		時間区分	午前 8 時 30分から 正午まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	1 時間ま でごとに	2 時間ま でごとに
		営利又は宣 伝を目的と しないスポ ーツ	個人利用 (1人に つき)		—	—	—	—
専用 利用	全面	7,630円	9,150円	—	14,710円	2,180円	—	—
	半面	3,810円	4,570円	—	7,400円	1,090円	—	—
営利又は宣 伝を目的と しない催 し(前項に掲げ るものを除く。)	全面	22,440円	27,450円	30,490円	44,000円	6,310円	—	—
	半面	11,110円	13,720円	15,140円	22,000円	3,170円	—	—
営利又は宣 伝を目的と する催し	全面	76,360円	91,610円	91,610円	147,600 円	21,350円	—	—
	半面	38,240円	45,860円	45,860円	73,740円	10,670円	—	—
放送設備		1,840円	1,840円	—	3,490円	440円	—	—
冷房設備		—	—	—	—	1,540円	—	—
暖房・空調設備		—	—	—	—	3,080円	—	—
照明設備	1灯	—	—	—	—	10円	—	—
	8灯	—	—	—	—	60円	—	—
	16灯	—	—	—	—	130円	—	—
	24灯	—	—	—	—	200円	—	—

#### 備考

- 1 「個人利用」とは、専用利用以外の利用をいい、「専用利用」とは、体育館の全面又は半面を独占して利用することをいう。
- 2 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 3 個人利用の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超えるときは、超える部分について2時間まで（2時間に満たない場合は2時間とする。）ごとに150円を徴収する。
- 4 個人利用以外の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超えるときは、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 5 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

エ プール

時間区分			4月1日から11月30日まで				1月2日から3月31日まで及び12月1日から12月30日までの平日			1月2日から3月31日まで及び12月1日から12月30日までの平日			1時間 までご とに	2時間 までご とに	4時間 までご とに
			午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前10時から正午まで	午前10時から正午まで	午後5時から午後7時まで	午後5時から午後5時まで			
利用区分	営利又は個人利用(1人につき)	18歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	370円	740円
		12歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210円	420円
		18歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3歳以上 12歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150円
	専用利用	1コース	1,180円	2,550円	—	3,450円	1,180円	2,550円	3,450円	670円	2,550円	—	2,940円	510円	—
	全面	10,570円	22,880円	—	31,050円	10,570円	22,880円	31,050円	6,000円	22,880円	—	26,480円	4,570円	—	—



営利又は宣伝を 目的としない催 し(前項に掲げる ものを除く。)	全面	32,140 円	68,740 円	76,360 円	91,940 円	32,140 円	68,740 円	91,940 円	18,420 円	68,740 円	48,920 円	78,220 円	13,720 円	—	—
営利又は宣伝を 目的とする催し	全面	106,750 円	229,090 円	356,320 円	310,460 円	106,750 円	229,090 円	310,460 円	60,890 円	229,090 円	264,600 円	264,600 円	45,860 円	—	—

備考

- 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 「個人利用」とは、専用利用以外の利用をいい、「専用利用」とは、プールの全面又は各コースを独占して利用することをいう。
- 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 個人利用の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について2時間まで（2時間に満たない場合は2時間とする。）ごとに各利用区分に応じた2時間までごとの使用料を徴収する。
- 個人利用以外の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

オ 会議室（1室につき）

時間区分	午前 8 時 30 分 から正午まで	正午から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 まで	1 時間までご とに
利用区分				
営利又は宣伝を目的と しないスポーツ	1,530円	1,840円	2,620円	600円
営利又は宣伝を目的と しない催し（前項に掲 げるものを除く。）	4,570円	5,550円	7,730円	1,840円
営利又は宣伝を目的と する催し	9,150円	10,890円	17,750円	3,600円
備考				
<p>1 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。</p> <p>2 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分 について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用 区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。</p>				

カ 駐車場

金額	利用時間に応じて次に掲げる額
	(1) 利用時間が1時間までのとき 100円
	(2) 利用時間が1時間を超え3時間までのとき 210円
	(3) 利用時間が3時間を超え4時間までのとき 320円
	(4) 利用時間が4時間を超え5時間までのとき 420円
	(5) 利用時間が5時間を超え6時間までのとき 520円
	(6) 利用時間が6時間を超え7時間までのとき 630円
	(7) 利用時間が7時間を超え8時間までのとき 730円

	<p>(8) 利用時間が8時間を超え9時間までのとき 840円</p> <p>(9) 利用時間が9時間を超え10時間までのとき 950円</p> <p>(10) 利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,050円</p>
<p>備考</p> <p>1 利用時間が20分までのときは、無料とする。</p> <p>2 利用時間が24時間を超えるときは、(10)の額にその超える部分について24時間までごとに(1)から(10)までの例により算出して得た額を加えて得た額とする。</p> <p>3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,050円を納付しなければならない。</p>	

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の5に2項を加える改正規定、第2条、第7条第3項、第11条、第13条第1号及び第13条の2第1項第1号の改正規定、第14条の改正規定（「者」を「もの」に改める部分に限る。）並びに第15条各号列記以外の部分、同条第6号、第17条、別表第3の1の(6)の表及び別表第3の1の(7)のイの表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後のつくば市都市公園条例（以下「新条例」という。）第13条の2第1項及び第13条の3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

##### (準備行為)

- 3 洞峰公園の利用の許可その他新条例の施行に関し必要な行為（洞峰公園に係るものに限る。）並びに新条例第13条の2第1項及び第13条の3の規定による使用料の減免の手続きは、この条例の施行の前においても行うことができる。

(提案理由)

茨城県から洞峰公園の無償譲渡を受け、市で維持管理していくため、この条例案を提出するものである。

## つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第1章の2（略）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第2条—<u>第14条</u>）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第1条の4（略）</p> <p>（公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第1条の5（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p><u>5 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>6 政令第6条第7項に規定する場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>第1条の6（略）</p> <p>（行為の制限）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第1章の2（略）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第2条—<u>第14条の10</u>）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第1条の4（略）</p> <p>（公園施設の建築面積の基準の特例）</p> <p>第1条の5（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p>第1条の6（略）</p> <p>（行為の制限）</p>

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(1)一(4) (略)

2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4・5 (略)

第3条—第6条 (略)

(有料公園施設)

第7条 (略)

2 (略)

3 有料公園施設を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

第8条—第10条 (略)

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反しているもの

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けたものに対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)一(4) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4・5 (略)

第3条—第6条 (略)

(有料公園施設)

第7条 (略)

2 (略)

3 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第8条—第10条 (略)

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要



使用料相当額	発行額
3,300円	3,000円
6,000円	5,000円
13,000円	10,000円

5 第3項のプリペイドカードにより洞峰公園のプールの個人利用又は駐車場の利用をしようとする者については、当該プリペイドカードに記録された使用料相当額から当該利用に係る使用料の額を減ずる措置を受けなければならない。

6 洞峰公園のプールの個人利用又は駐車場の利用をしようとする者が前項の措置を受けた場合にあっては、当該者は、当該措置により減ぜられた額の当該利用に係る使用料を納付したものとみなす。

7 第3項のプリペイドカードの購入に係る既納の費用は、返還しない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係る使用料を免除することができる。

(1) つくば市又は国若しくは他の地方公共団体 (以下「つくば市等」という。) が使用するとき。

(2)・(3) (略)

第13条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第1号又は第4号に掲げる行為の許可に係る使用料を免除することができる。

(1) つくば市等 が行い、又は利用するとき。

(2) (略)

(3) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けたものをいう。）、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の傷害の程度その他の事項の記載が

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係る使用料を免除することができる。

(1) つくば市又は国若しくは他の地方公共団体 \_\_\_\_\_ が使用するとき。

(2)・(3) (略)

第13条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第1号又は第4号に掲げる行為の許可に係る使用料を免除することができる。

(1) つくば市又は国若しくは他の地方公共団体 が行い、又は利用するとき。

(2) (略)

(3) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けたものをいう。）、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の傷害の程度その他の事項の記載が



あるものをいう。) 精神障害者保健福祉手帳 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けたものをいう。)若しくは医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により交付を受けたものをいう。)の交付を受けている者(当該身体障害者等が介護者を必要とするときは、当該身体障害者等1人につき介護者1人を含む。以下「身体障害者等」という。)又はそれらの者を主たる構成員とする団体が行い、又は利用するとき。

(4)一(6) (略)

2 (略)

第13条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館、プール、会議室、テニスコート、テニスハウス、野球場又は多目的広場の第7条第3項の許可に係る使用料(第5項において「体育館等の有料公園施設使用料」という。)を免除することができる。

(1) つくば市等が利用するとき。

(2) 身体障害者等又はそれらの者を主たる構成員とする団体が利用するとき。

(3) 前条第1項第4号又は第6号に該当するとき。

(4) 一般社団法人つくば市スポーツ協会又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業で利用するとき。

(5) つくば市スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が競技会又は練習会に利用するとき。ただし、1日につき1の時間区分(別表第3に規定する時間区分をいう。次項において同じ。)の利用に係る使用料の免除を限度とする。

2 前項(第5号に係る部分に限る。)の規定は、時間区分のうち、午前8時30分から午後5時まで、午前9時から午後5時まで及び午前10時から午後5時までの時間区分の利用に係る使用料については、適用しない。

3 市長は、前条第1項第4号又は第1項第1号若しくは第2号に該当する場合は、

あるものをいう。) 又は精神障害者保健福祉手帳 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けたものをいう。) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の交付を受けている者( \_\_\_\_\_以下「身体障害者等」という。) \_\_\_\_\_で構成する \_\_\_\_\_ 団体が行い、又は利用するとき。

(4)一(6) (略)

2 (略)

ゴーカート又は自転車の第7条第3項の許可に係る使用料を免除することができる。

4 市長は、第1項第1号又は第2号に該当する場合は、展望塔、駐車場又は水の広場の第7条第3項の許可に係る使用料を免除することができる。

5 市長は、つくば市内の高等学校若しくは中等教育学校（前期課程を除く。）が教育の目的で利用する場合又は茨城県高等学校体育連盟が主催する事業で利用する場合は、体育館等の有料公園施設使用料を2分の1に減額することができる。

(使用料の返還)

第14条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用又は使用の許可を受けたものの責めに帰することができない理由によって利用又は使用できなくなったとき。

(2) 利用又は使用の許可を受けたものが利用又は使用開始日の10日前までに取消しを申し出たとき。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第3項の許可を受けたものが利用日の7日前までに取消しを申し出たときは、既に納入された使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用料の返還)

第14条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用又は使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用又は使用できなくなったとき。

(2) 利用又は使用の許可を受けた者が利用又は使用開始日の10日前までに取消しを申し出たとき。

(指定管理者による管理)

第14条の2 花畑近隣公園、筑波北部公園、東光台運動公園、羽成公園、二の宮公園、かつらぎ公園、手代木公園、小貝川スポーツ公園、科学万博記念公園、研究学園駅前公園、松見公園、中央公園、さくら運動公園、さくら交通公園、桜南スポーツ公園、竹園東公園、大池公園、台山公園、大崎公園、さくら公園、荃崎運動公園及び荃崎ファミリースポーツ公園（以下「指定管理都市公園」という。）の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第14条の3 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 指定管理都市公園に係る第2条第1項及び第3項並びに第7条第3項の規定による許可に関する業務
- (2) 指定管理都市公園に係る第11条第1項の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
- (3) 指定管理都市公園の維持管理（市長が必要と認める事項に限る。次条第3号において同じ。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定管理都市公園の管理上必要と認める業務

(管理の基準)

第14条の4 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 指定管理都市公園の利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定管理都市公園の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(利用料金の納付等)

第14条の5 指定管理都市公園に係る第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2の3の表及び別表第3に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、第2条第1項若しくは第3項の許可又は有料公園施設の利用の許可の際（有料公園施設の利用許可を受けることを要しないものについては、当該利用申し込みの際）に徴収する。

（利用料金の収受）

第14条の6 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第14条の7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第1号又は第4号に掲げる行為の許可に係る利用料金を免除することができる。

(1) つくば市又は国若しくは他の地方公共団体が行い、又は利用するとき。

(2) 第13条第2号アからキまでに掲げる者が行い、又は利用する場合であつてその行為又は催しが公益に資すると認められるとき。

(3) 身体障害者等で構成する団体が利用するとき。

(4) つくば市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校が保育又は教育の目的で利用するとき。

(5) 自治会その他の地域住民等を構成員とする公益的団体が第2条第1項第4号に掲げる行為に利用するとき。

(6) 65歳以上の者で構成された団体であつて規則で定めるものが利用するとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第4号に掲げる行為の許可に係る利用料金を2分の1に減額することができる。

(1) つくば市内の高等学校又は中等教育学校（前期課程を除く。）が教育の目的で利用するとき。

(2) つくば市が後援する事業に利用するとき。

第14条の8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プール、テニスコート、テニスハウス、野球場又は多目的広場の有料公園施設利用料金を免除することができる。

(1) つくば市が利用するとき。

(2) 身体障害者等（当該身体障害者等が介護者を必要とするときは、当該身体障害者等1人につき介護者1人を含む。）で構成する団体が利用するとき。

(3) 前条第1項第4号又は第6号に該当するとき。

(4) 一般社団法人つくばスポーツ協会又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業で利用するとき。

(5) つくば市スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が競技会又は練習会に利用するとき。ただし、免除時間は、1日につき1時間帯を限度とする。

2 指定管理者は、つくば市が利用するとき、又は前条第1項第3号若しくは第4号に該当するときは、ゴーカート又は自転車の利用料金を免除することができる。

3 指定管理者は、つくば市又は身体障害者等が利用するときは、展望塔又は駐車場の利用料金を免除することができる。

4 指定管理者は、つくば市内の高等学校若しくは中等教育学校(前期課程を除く。)が教育の目的で利用するとき又は茨城県高等学校体育連盟が主催する事業で利用するときは、第1項に規定する有料公園施設の利用料金を2分の1に減額することができる。

5 指定管理者は、前条第1項第1号又は第2号に該当するときは、水の広場の利用料金を免除することができる。

(利用料金の返還)

第14条の9 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用又は使用の許可を受けた者の責めに帰すことができない理由によって利

用又は使用ができなくなったとき。

(2) 利用又は使用の許可を受けた者が利用又は使用開始日の10日前までに取消しを申し出たとき。

(3) 前号の規定にかかわらず、有料公園施設の利用の場合は、利用日の7日前までに取消しを申し出たとき。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第14条の10 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条の2の規定にかかわらず、当該指定管理都市公園の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

(1) つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第3条の規定による申請がなかったとき又は同条の規定による申請が同条例第4条第1項各号のいずれかに該当しないとき。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による議会の議決を経なかったとき。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 当該指定管理者が天災その他の事由により指定管理業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の場合における第14条の5の規定の適用については、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

3 第14条の7から前条までの規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」と

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をしたものは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)―(5) (略)

(6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられたものが、命ぜられた工事を完了したとき。

第16条 (略)

(権利等の譲渡等禁止)

第17条 都市公園の利用又は使用の許可を受けたものは、その権利又は利益を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

第18条―第22条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第7条関係)

都市公園名	有料公園施設名
(略)	(略)
洞峰公園	多目的広場・テニスコート・体育館・プール・会議室・駐車場

別表第2 (第12条                    関係)

(略)
-----

別表第3 (第12条の2関係)

1 有料公園施設を利用する場合

(1)―(5) (略)

(6) 中央公園水の広場

とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(届出)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)―(5) (略)

(6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第16条 (略)

(権利等の譲渡等禁止)

第17条 都市公園の利用又は使用の許可を受けた者は、その権利又は利益を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

第18条―第22条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第7条関係)

都市公園名	有料公園施設名
(略)	(略)

別表第2 (第12条、第14条の5関係)

(略)
-----

別表第3 (第14条の5関係)

1 有料公園施設を利用する場合

(1)―(5) (略)

(6) 中央公園水の広場





備考

- 1 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 2 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 3 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

イ テニスコート

<u>時間区分</u>	<u>午前7時から</u>	<u>午前8時から</u>	<u>午前9時から</u>	<u>午前11時から</u>	<u>午後1時から</u>	<u>午後3時から</u>	<u>午後5時から</u>	<u>午後7時から</u>
	<u>午前8時まで</u>	<u>午前9時まで</u>	<u>午前11時まで</u>	<u>午後1時まで</u>	<u>午後3時まで</u>	<u>午後5時まで</u>	<u>午後7時まで</u>	<u>午後9時まで</u>
	340円	340円	680円	680円	680円	680円	680円	680円
	つき)							

備考

- 1 夜間照明は、点灯時間1時間ごとに80円とする。
- 2 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 3 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに340円を時間割計算により徴収する。
- 4 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

ウ 体育館

<u>時間区分</u>	<u>午前8時30分から</u>	<u>正午から</u>	<u>午後5時から</u>	<u>午後5時30分から</u>	<u>午前8時1時間まで</u>	<u>午前8時2時間まで</u>
	<u>正午まで</u>	<u>午後5時まで</u>	<u>午後9時まで</u>	<u>午後5時まで</u>	<u>でごとに</u>	<u>でごとに</u>
<u>利用区分</u>						
<u>営利又は宣伝を目的と個人利用(1人につき)</u>	—	—	—	—	—	150円

しないスポーツ専用利	全面	7,630円	9,150円	—	14,710円	2,180円	—
ーツ	半面	3,810円	4,570円	—	7,400円	1,090円	—
営利又は宣伝を目的	全面	22,440円	27,450円	30,490円	44,000円	6,310円	—
としない催し（前項	半面	11,110円	13,720円	15,140円	22,000円	3,170円	—
に掲げるものを除く							
。)							
営利又は宣伝を目的	全面	76,360円	91,610円	91,610円	147,600円	21,350円	—
とする催し					円		
	半面	38,240円	45,860円	45,860円	73,740円	10,670円	—
放送設備		1,840円	1,840円	—	3,490円	440円	—
冷房設備		—	—	—	—	1,540円	—
暖房・空調設備		—	—	—	—	3,080円	—
照明設備	1灯	—	—	—	—	10円	—
	8灯	—	—	—	—	60円	—
	16灯	—	—	—	—	130円	—
	24灯	—	—	—	—	200円	—

備考

- 1 「個人利用」とは、専用利用以外の利用をいい、「専用利用」とは、体育館の全面又は半面を独占して利用することをいう。
- 2 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 3 個人利用の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超えるときは、超える部分について2時間まで（2時間に満たない場合は2時間とする。）ごとに150円を徴収する。
- 4 個人利用以外の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超えるときは、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 5 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

エ プール

時間区分	4月1日から11月				1月2日から				1月2日から3月				1時	2時	4時
	30日まで				3月31日まで 及び12月1日 から12月30日 までの休日				31日まで及び12月 1日から12月30日 までの平日				間ま	間ま	間ま
利用区分	午前	正午	午後	午前	午前	正午	午前	午前	正午	午後	午前				
	9時から	午後5時	から9時	から9時	から9時	から9時	から10時	から5時	から10時	から	から				
	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後				
	正午5時	午後9時	午後5時	午後5時	正午5時	午後5時	午後5時	午後5時	午後7時	午後5時					
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで					
営利個人又は利用上	18歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	370円	740円	
宣伝を目的としな	12歳以上18歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210円	420円	
いスポー	3歳以上12歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150円	300円	
ツ	専用1コース	1,180円	2,550円	—	3,450円	1,180円	2,550円	3,450円	670円	2,550円	—	2,940円	510円	—	
	利用ス	0円	0円	—	0円	0円	0円	0円	0円	0円	—	0円	0円	—	
	全面	10,570円	22,880円	—	31,050円	10,570円	22,880円	31,050円	6,000円	22,880円	—	26,480円	4,570円	—	
営利又は全面	全面	32,140円	68,740円	76,360円	91,940円	32,140円	68,740円	91,940円	18,420円	68,740円	48,920円	78,210円	13,720円	—	
宣伝を目的としな	全面	40円	40円	60円	40円	40円	40円	40円	20円	40円	20円	20円	20円	—	
い催し(前項に掲げるものを除く。)	全面	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

営利又は全面 宣伝を目的とする 催し	106,750円	229,090円	356,320円	310,460円	106,750円	229,090円	310,460円	60,890円	229,090円	264,600円	264,600円	45,860円	—	—
--------------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	---------	---	---

備考

- 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 「個人利用」とは、専用利用以外の利用をいい、「専用利用」とは、プールの全面又は各コースを独占して利用することをいう。
- 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 個人利用の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について2時間まで（2時間に満たない場合は2時間とする。）ごとに各利用区分に応じた2時間までごとの使用料を徴収する。
- 個人利用以外の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

オ 会議室（1室につき）

時間区分 利用区分	午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午前8時30分 から午後5時 まで	1時間までご とに
	営利又は宣伝を目的 としないスポーツ	1,530円	1,840円	2,620円
営利又は宣伝を目的 としない催し（前項 に掲げるものを除く 。）	4,570円	5,550円	7,730円	1,840円

営利又は宣伝を目的とする催し	9,150円	10,890円	17,750円	3,600円
----------------	--------	---------	---------	--------

備考

1 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。

2 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。

カ 駐車場

<u>金額</u>	<u>利用時間に応じて次に掲げる額</u>
	(1) <u>利用時間が1時間までのとき 100円</u>
	(2) <u>利用時間が1時間を超え3時間までのとき 210円</u>
	(3) <u>利用時間が3時間を超え4時間までのとき 320円</u>
	(4) <u>利用時間が4時間を超え5時間までのとき 420円</u>
	(5) <u>利用時間が5時間を超え6時間までのとき 520円</u>
	(6) <u>利用時間が6時間を超え7時間までのとき 630円</u>
	(7) <u>利用時間が7時間を超え8時間までのとき 730円</u>
	(8) <u>利用時間が8時間を超え9時間までのとき 840円</u>
	(9) <u>利用時間が9時間を超え10時間までのとき 950円</u>
	(10) <u>利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,050円</u>

備考

1 利用時間が20分までのときは、無料とする。

2 利用時間が24時間を超えるときは、(10)の額にその超える部分について24時間までごとに(1)から(10)までの例により算出して得た額を加えて得た額とする。

3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,050円を納付しなければならない。